

昭和村事業維持継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受け、売上げが大幅に減少している村内事業者が、その事業を維持継続するため国から示された新しい生活様式に対応するなど、様々な経費が必要となることから、事業維持継続支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 支援金の交付を受けることができる対象事業者は、村内に事業所があり、事業を営む法人及び個人事業主とし、今後も営業を継続する者とする。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、一律で5万円とする。

(交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする対象事業者は、支援金交付申請書（様式第1号）により、交付申請を行わなければならない。

2 前項の規定により支援金の交付申請を行おうとする対象事業者は、次に掲げる書類を添えて交付申請を行わなければならない。

(1)令和2年分の確定申告書の写し又は、令和2年分の売上高等の実績が確認できる書類

(2)通帳の写し

(3)その他村長が必要と認める書類

3 第1項の規定による交付申請は、1対象事業者につき一度限りとする。

4 複数の業種を合わせ行う事業者にあつては、主たる業種でのみ申請できるものとする。

(交付決定)

第5条 村長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、支援金の交付又は不交付の決定を行う。

2 村長は、前条の申請を行った交付申請者に対し、前項の決定において支援金を交付する場合には、支援金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付とする場合には、支援金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

(交付決定の取り消し及び返還)

第6条 村長は、支援金の交付決定を受けた対象事業者が、虚偽その他不正の申請により、当該決定を受け、又は支援金の交付を受けたときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において、当該決定を受けた対象事業者に損害が発生しても、村長はその賠償の責めを負わない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。